

令和 2 年度 廿日市市地域包括支援センター 運営方針

廿日市市福祉保健部高齢介護課

令和 2 年 4 月 1 日

1 方針策定の趣旨

「廿日市市高齢者福祉計画・第7期廿日市市介護保健事業計画」では、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまち はつかいち」を基本理念とし、地域包括ケアシステムを深化・推進するために、高齢者の自立支援と重度化防止、医療・介護の連携や推進、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の定着、介護給付適正化などに取り組み、地域の多様な主体が連携した地域づくり、まちづくりを推進することとしている。

「地域包括ケアシステムの深化・推進」にあたっては、地域包括支援センターを中核として、誰もが、介護や医療が必要になっても、尊厳が守られ住み慣れた地域で、自立した生活を送れるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進するものとする。

2 基本的な運営方針

(1) 公益的な機関として公正性・中立性の確保

ア 市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。

(2) 地域の実情や地域のニーズ等を踏まえた活動

ア 地域の高齢者の自立支援を図ることを念頭に、総合相談窓口としての機能を発揮する。

イ 高齢者の支援にかかわる地域の社会資源及び住民ニーズの把握や個別ケースの検討から、地域の課題を抽出し、解決に向けた取組を推進する。

(3) 関係機関との連携・ネットワークづくり

ア 関係機関と連携しながら地域における社会資源を相互につなげていく地域のネットワーク構築機能を果たす。

3 基本業務

(1) 総合相談支援業務

地域において安心できる拠点（中核的機関）としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制をつくる。

(2) 権利擁護

地域の関係機関との迅速かつ円滑な連携を図り、権利侵害行為の対象となっている、また対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することができない状況にある高齢者に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行う。

(3) 介護予防ケアマネジメント業務

適切な介護予防ケアマネジメントの実施を通じて、高齢者の状態に応じたフレイル対策を含む健康づくりや介護予防の取組の支援を行う。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が地域において安心して生活を継続するために適切な社会資源を活用できるよう、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域の介護支援専門員に対する直接的・間接的な支援を行う。

4 令和2年度 重点取組事項

(1) 地域・関係機関との連携・ネットワークづくり

高齢者が日常生活上の支援が必要になっても安心して暮らし続けることができるよう、地域をつくる関係機関や地域住民と連携を図りながら、次の取組を行う。

ア 地域の医療と介護の多様な職種や地域住民との連携を強化し、個別事例の検討から地域課題を把握・検討する地域ケア会議を運営する。

イ 住民主体の活動（通いの場や生活支援等）につなげていけるよう、住民意識に働きかけ、地域の福祉意識の醸成に取り組む。

(2) 認知症対策の推進

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、次の取組を行う。

ア 認知症の人や家族が事業に参画する機会を創出するなど、様々な機会をとらえて認知症の人と家族の視点に立った取組を推進する。

イ 認知症の人やその可能性がある人、その家族が状況に応じて医療や介護等の必要な支援が受けられるよう、関係機関との連携できる体制の構築に取り組む。

ウ 認知症に関する正しい知識と理解、予防に関する普及啓発を行い、地域で認知症の人を見守る意識の醸成を図るとともに、地域における支え合いが充実するよう取り組む。

(3) 介護予防、自立支援、重度化防止の推進

心身ともに健康で元気に生きがいを感じながら生活できるよう、また地域の身近なところで介護予防・健康づくりに取り組むことのできる環境づくりを進めるため、次の取組を行う。

ア 日々の相談支援及び関係機関・団体等との連携により収集した情報を活用し、閉じこもり等の支援を要する人を早期に把握し、介護予防の活動につなげます。

イ 高齢者がその有する能力に応じ、自立した日常生活が営めるよう、自立支援に資するケアマネジメントを推進する。

5 行政機関等との連携強化

地域包括ケア推進の中核機関であるセンターの業務は多岐にわたり、業務を推進する上では市の関係部署との緊密な連携が必要である。支援が困難なケース等についても迅速に対応できるよう日常的に連携を図る。